

平成24年2月21日

長崎県病院企業団企業長
矢野 右 人 様

長崎県病院企業団個人情報保護審査会
会長 中 原 重 紀

保有個人情報の開示の諾否決定に対する異議申立てについて（答申）

平成23年10月11日 第186号で諮問がありました標記の件につきまして、当審査会として慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

答 申

答申（不）第1号

1 審査会の結論

「〇〇受診時の診療記録のすべて」（以下「本件文書」という。）について長崎県病院企業団企業長（以下「実施機関」という。）が非開示とした決定は、別表のとおり開示すべきである。

但し、別表のうち他の医療機関から提供を受けた保有個人情報の開示の諾否については、長崎県病院企業団個人情報保護条例（平成22年3月31日条例第3号。以下「条例」という。）第20条第1項の規定に基づき、提供元に意見書を提出する機会を与えたうえで、慎重に判断することが望ましい。

2 異議申立に至る経緯

- (1) 平成23年7月12日、本件異議申立に係る申立人（以下「申立人」という。）は、条例第10条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「〇〇受診した時の診療記録のすべて」について、保有個人情報開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、平成23年7月25日付で、本件文書は条例第12条第1項第5号に該当する企業団が行う事業に関する情報であって、開示することにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、保有個人情報不開示決定を行い、これを申立人に通知した。
- (3) 申立人は、平成23年9月21日付で、(2)の保有個人情報不開示決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、実施機関に異議申立を行った。

3 申立人の主張の趣旨

- (1) 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第25条第1項では、本人の開示請求に対しては開示するのが原則である。
不開示の理由を「開示することにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」とされているが、その病院で診療を受けた患者本人（申立人）の診療記録の開示が、事業の適正な遂行に支障を及ぼすとは考えられない。
- (2) また、申立人が入院・通院治療中にも、担当医師から治療内容や治療経過の具体的な説明を受けていない。診療記録の開示がなければ、病院で受けた治療内容が全く分からない。これは、医師及び病院の説明義務に違反している。

4 実施機関の主張の要約

- (1) 申立人に対する診療行為は、他病院で受け入れられなかった患者（申立人）を〇〇で診療するにあたり、申立人の配偶者から「他の病院と裁判をするのに会話を録音させて欲しい」等の申し出があったため、主治医から申立人の配偶者に対し「診療情報等の提供を含め、他病院との問題についての支援は一切行わない」等の説明を行い合意（診療契約の合意）がなされたうえで行われたものである。
- (2) 診療行為は医師と患者の相互信頼関係が構築されていることが基本的な前提条件となっており、今回の開示請求に基づいて情報開示がなされれば、診療を開始するにあたっての診療契約の合意は覆されることになる。
このような前例が生じると、今後他の患者に対しても、応召義務に従って最適な診療を行うという医師の意欲を減退させることにつながることに懸念される。
- (3) さらに、情報開示により、診療情報を提供することとなれば、〇〇及び関係医師（主治医等）が否応なく訴訟問題に巻き込まれていくことが、これまでの経過から容易に想定され、今後主治医をはじめ当院職員の多くの時間と労力がその対応に費消される可能性が高い。
- (4) また、診療契約の合意を覆し情報開示を行うと、組織（企業団・病院）が医師の立場を支持しなかったという解釈が勤務医からなされ、病院（組織）から医師が離れていき、その風評が広まって医師確保が難しくなることが懸念され、県内〇〇科の基幹病院である〇〇の診療業務の維持への支障が生じるおそれがある。
- (5) 以上のことから、本件異議申立に係る情報を開示することにより、企業団が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断されるものであり、条例第12条第1項第5号の不開示情報に該当するものである。

5 審査会の判断理由

(1) 条例の基本的な考え方について

条例は、個人情報 の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、企業団の適正な運営に資することを目的として制定されたものであり、自己情報の開示請求にあたっては、本人の個人情報について原則開示の理念のもと解釈・運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、本件について以下のとおり判断するものである。

(2) 条例第 12 条第 1 項第 5 号の該当性について

条例第 12 条第 1 項では、原則として開示請求に係る保有個人情報の開示が義務付けられているが、同項第 5 号では、「企業団が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示すべき情報から除外している。

「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当するかどうかは、開示することの利益と企業団が行う事業の適正な遂行を確保することによる利益との比較衡量により判断されるものであり、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものであると解されている。

一方、条例の根拠となっている個人情報保護法の民間事業者を対象とした個人情報保護法第 25 条における本人からの情報開示請求の取扱いに関する規定によれば、個人情報の開示が「業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」は、原則開示から除外されているものの「著しい支障」といった表現になっている。さらに平成 16 年 12 月 24 日に厚生労働省が制定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」においても、同様の取扱いがなされている。

以上のことから、本件文書の開示請求における条例第 12 条第 1 項第 5 号にいう「支障を及ぼすおそれ」の適用については、個人情報保護法及び厚生労働省のガイドラインにいう「著しい支障」と同等程度であることが必要条件と判断され、「おそれ」についても確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性を厳格に要求されるものと思慮される。

このことから、あらためて不開示決定処分を行った理由等について評価すると、次のとおり結論付けるのが妥当と判断される。

ア。「診療情報等の提供を含め、他病院との問題についての支援は一切行わない」という診療開始時の約束（診療契約の合意）については、他の病院で実質的に診療を拒まれた状況にありながら、応召義務を果たし、以降の診療業務等を円滑に行うため主治医が課した条件である。

実施機関は、この診療契約の合意が覆されることにより「企業団の行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」という主張をしているが、その内容については、「医師の診療意欲の減退」や「訴訟問題に巻き込まれたときの影響」、「風評による医師確保の悪化」などであり、ある一定の起こり得る可能性はあるものの不確実な要素も多い。

また、条例に基づく不開示処分をもって、訴訟への不関与を担保することはできないものと考えられる。

イ。一方、不開示決定された公文書は申立人自身の入院・通院中の診療記録であり、条例において保有個人情報については開示することが原則であることや、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報

の適切な取り扱いのためのガイドライン」における原則開示という方針からも、申立人の権利は最大限尊重されるべきものと考えられる。

ウ. 上記ア、イを比較衡量したときに、開示することにより企業団が被る不利益の程度は、仮にこの診療記録が裁判に利用される事態が生じたとしても、企業団の事業に「著しい支障」を及ぼすおそれがあるとまでは言い難く、申立人の自らの診療情報を取得するという利益が優先されるべきものと考えられる。このため、本件の不開示処分については、これを見直し、別表のうち下記（3）に該当する情報を除き、開示とすることが適切であると判断される。

（3） 条例第 12 条第 1 項第 2 号アについて

条例第 12 条第 1 項第 2 号アでは、法人等に関する情報であって、「開示することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、開示すべき情報から除外している。

このことから、別表のうち、カルテの一部（他の医療機関からの提供分）、診療情報提供書（他の医療機関からの情報提供分）、おくすり説明書、検査詳細情報については、他の医療機関からの提供を受けた申立人に関する個人情報であることから、条例第 20 条第 1 項の規定に基づき、提供元に意見書を提出する機会を与えた上で、慎重に判断することが望ましい。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成 23 年 10 月 11 日	審査会へ諮問
平成 24 年 1 月 23 日	審査会（概要説明及び審査）
平成 24 年 2 月 17 日	審査会（審査）
平成 24 年 2 月 21 日	答申

別表 実施機関の判断に対する審査会の判断

No	保有個人情報名	実施機関の判断	審査会の判断
1	新患申込書	不開示	開示
2	診療録	不開示	開示
3	初診カード	不開示	開示
4	カルテ	不開示	開示、但し、他の医療機関から提供を受けた情報については、他の医療機関の意見を聞いた上で、慎重に判断
5	健康保険傷病手当金支給申請書	不開示	開示
6①	診療情報提供書	不開示	開示
6②	診療情報提供書(他の医療機関分)	不開示	他の医療機関の意見を聞いた上で、慎重に判断
7	診断書兼入院証明書	不開示	開示
8	〇〇中の様子	不開示	開示
9	おくすり説明書(他の医療機関分)	不開示	他の医療機関の意見を聞いた上で、慎重に判断
10	検査詳細情報(他の医療機関分)	不開示	他の医療機関の意見を聞いた上で、慎重に判断
11	〇〇入院 控	不開示	開示
12	入院診療養計画書(控)	不開示	開示
13	〇〇入院届(県への届け)	不開示	開示
14	指示票	不開示	開示
15	尿・便検査成績書	不開示	開示
16	血液検査成績書	不開示	開示
17	血糖検査成績書	不開示	開示
18	生化学検査成績書	不開示	開示
19	血清検査成績書	不開示	開示
20	C・T検査依頼書(カルテ用)	不開示	開示
21	細菌(MRSA)検査報告書	不開示	開示
22	看護サマリ	不開示	開示

No	保有個人情報名	実施機関の判断	審査会の判断
23	看護データベース	不開示	開示
24	〇〇科リスク・アセスメントスコアシート	不開示	開示
25	褥瘡予防対策診療計画書	不開示	開示
26	転倒転落アセスメントスコアシート	不開示	開示
27	転倒・転落リスクの高い患者の対応策	不開示	開示
28	転倒・転落の危険防止対策	不開示	開示
29	計画立案	不開示	開示
30	経過記録	不開示	開示
31	看護サマリー(退院)	不開示	開示
32	〇〇患者パス(医療者用)	不開示	開示
33	寝具借用兼返却書	不開示	開示
34	熱計表	不開示	開示
35	希望入室時の書式	不開示	開示
36	服薬チェック表	不開示	開示
37	食事せん	不開示	開示
38	栄養管理計画書	不開示	開示
39	食事経過履歴	不開示	開示